

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒							
	免 許 者				非免許者		小 計	
	酒類等製造者		酒類販売業者					
要 処 理 件 数	外	件	外	件	外	件	外	件
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-
検 挙	-	-	-	-	-	-	-	-
処 理 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 収 税 官 分	-	-	-	-	-	-	-	-
所 収 税 官 分	-	-	-	-	-	-	-	-
問 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
知 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
告 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分	石 油 ガ ス 税				石 油 税			
	ほ脱犯		秩序犯		ほ脱犯		秩序犯	
	件	件	外	計	件	件	外	計
要 処 理 件 数	件	件	外	件	件	件	外	件
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-
検 挙	-	-	-	-	-	-	-	-
処 理 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 収 税 官 分	-	-	-	-	-	-	-	-
所 収 税 官 分	-	-	-	-	-	-	-	-
問 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
知 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
告 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分を含まない。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税							
	免 許 者				非 免 許 者		計	
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者		外		外	
要 履 行 件 数	外	件	外	件	外	件	外	件
前年度からの繰越履行未済 通告処分	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
通告不履行による告発 通告後公訴権消滅 通告履行	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円

区 分	石 油 税			た	
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	件
要 履 行 件 数	件	件	件	件	件
前年度からの繰越履行未済 通告処分	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数	-	-	-	-	-
通告不履行による告発 通告後公訴権消滅 通告履行	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	千円	千円	千円

調査対象 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

用語の説明 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

(3) 酒税の違反行為別検挙件数等

区 分	免 許											
	酒 類 製 造 者				酒母もろみこうじ製造者				酒 類 卸 売 業 者			
	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額
	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円
第 5 4 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 5 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 6 条第 1 項第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 8 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 9 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 0 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明しないも	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

揮 発 油 税		石 油 税		石 油 ガ ス 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第 2 7 条第 1 項第 1 号	-	第 2 4 条第 1 項第 1 号	-	第 2 8 条第 1 項第 1 号	-	第 2 8 条第 1 項第 1 号	-
第 2 7 条第 1 項第 2 号	-	第 2 4 条第 1 項第 2 号	-	第 2 8 条第 1 項第 2 号	-	第 2 8 条第 1 項第 2 号	-
第 2 8 条第 1 号	-	第 2 5 条第 1 号	-	第 2 9 条第 1 号	-	第 2 9 条第 1 号	-
第 2 8 条第 2 号	-	第 2 5 条第 2 号	-	第 2 9 条第 2 号	-	第 2 9 条第 2 号	-
第 2 8 条第 3 号	-	第 2 6 条第 1 号	-	第 2 9 条第 3 号	-	第 3 0 条第 1 号	-
第 2 9 条第 1 号	-	第 2 6 条第 2 号	-	第 3 0 条第 1 号	-	第 3 0 条第 2 号	-
第 2 9 条第 2 号	-	第 2 6 条第 3 号	-	第 3 0 条第 2 号	-	第 3 0 条第 3 号	-
第 2 9 条第 3 号	-	第 2 6 条第 4 号	-	第 3 0 条第 3 号	-	第 3 0 条第 4 号	-
第 2 9 条第 4 号	-			第 3 0 条第 4 号	-		
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

印 紙 税	
該 当 条 項	件 数
	件
第 2 2 条第 1 項第 1 号	-
第 2 2 条第 1 項第 2 号	-
第 2 3 条	-
第 2 4 条	-
第 2 5 条第 1 号	-
第 2 5 条第 2 号	-
第 2 5 条第 3 号	-
第 2 5 条第 4 号	-
第 2 6 条第 1 号	-
第 2 6 条第 2 号	-
合 計	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に示したものである。

